

広報ふちゅう 6 月号

令和元年 6 月 1 日

第 73 号



府中地区まちづくり協議会 ☎0584-23-2002 <http://www.town.tarui.lg.jp/2015030600067/>

..... ご 報 告

いきいきふれあいサロン 5 月 13 日

センターから敷原にある「カフェ結」まで、遠足を楽しみました。カフェではコーヒーや自家製梅ジュース、手作りケーキを美しい景色と共に美味しくいただきました。保健センターの木下さん、松田さんも参加。往復約 4km を歩き切る参加者に感心しきりでした。



青推員・地区長合同会議 5 月 19 日



令和最初の合同会議は環境活動。北中のタートルファームにナスやトマト、かぼちゃなどの野菜、花壇には日々草を植えました。

収穫した野菜は、防災研修などに活用されます。



府中歴史教室 5 月 3 日

歴史ウォーク



JR さわやかウォーキングが開催されたこの日、約 2 千人が美濃国府跡を訪れました。歴史・文化部会ではこの日のため、オリジナルの案内チラシを作成しましたが、用意した 500 枚があっという間になくなりました。部会員は解説を務めるなど大活躍でした。

まちづくり
協議会

5 月 18 日の議題は、「ホテルまつり」と「ふれあい球技大会」。担当の青推会長、体推会長がそれぞれ内容を説明し、協力して盛り上げていこうということでまとめました。

部会紹介

福祉部会

担当副会長 高木徳子

福祉部会は、ささえあい連絡会、府中地区老人会、民生児童委員会、ぽかぽかいびき、有志の方々によって構成されています。今年度より健康づくり推進地区モデル事業の指定ということで保健センターのバックアップもいただけます。いきいきふれあいサロンの活動を中心にして充実した福祉活動を進めていけたらと願っています。皆様よろしくご協力ください。

防犯・防災部会

担当副会長 木野村修

防犯・防災部会は府中地区内の安心、安全をスローガンに犯罪防止や自然災害に対応できるよう啓蒙活動を行っています。地域の交通安全、危険個所の認知などを Map 化する準備を進めています。各自治会のご協力をお願いします

親子で挑戦！

防犯防災 O×クイズ

防犯・防災部会より

問題: 高齢者による交通事故を防止するため、道路交通法が改正されました。75 歳以上の運転者が一定の違反行為をしたとき臨時認知機能検査を受けなければなりません。さて O×どっちな？

解答は裏面の右下です。

行 事 予 定

まちづくり研修会 令和元年6月8日(土)

時 間：午後2時～4時
 場 所：府中地区まちづくりセンター 2階研修室
 内 容：早野博文新町長との意見交換会

ホテルまつり 令和元年6月8日(土)

時 間：午後7時～10時
 場 所：コミュニティ・ベース(北中学校技術科棟)
 内 容：バスに乗って梅谷・金地川ピオトープ他

まちづくり研修会 令和元年6月20日(木)

時 間：午前9時～午後4時
 集 合：府中地区まちづくりセンター
 行き先：根尾谷地震断層観察館・体験館等
 参加料：入館料700円・昼食代自己負担
 定 員：先着20名

ふれあい球技大会 令和元年6月23日(日)

時 間：午前9時～12時
 場 所：府中小学校 体育館
 内 容：ペタンク・タスポニー

第2回まちづくり会議 令和元年6月23日(日)

時 間：午後7時～9時
 場 所：府中地区まちづくりセンター 2階研修室
 内 容：府中地区ラジオ体操大会開催について等

いきいきふれあいサロン

6月10日(月) お好み焼きパーティー
 (減塩味噌汁試飲体験)
 ※もちもの：エプロン、三角巾、マスク
 6月24日(月) 健康体操をしよう
 ※もちもの：室内シューズ、タオル等

 時 間：午前9時30分～11時30分
 参加料：100円(菓子、飲み物等)

集 学 舎：茶 道 教 室

開催日：6月22日(土)
 時 間：午前9時30分より
 場 所：府中地区まちづくりセンター
 対 象：小学生
 参加料：100円

一 般 教 室				
教室名	開催日	時間	参加料	場所
教養講座(ヨーロッパの美術)	6月 8日(土)	9:30～11:30	無料	地区センター
スポーツ教室	6月 8日(土)	19:30～21:00	無料	府中小学校 体育館
	6月15日(土)			
	6月22日(土)			
ヨガ教室	6月14日(金)	13:30～15:00	無料	地区センター
おとなの英会話教室(初級編)	6月14日(金)	19:15～20:45	各回	地区センター
	6月28日(金)		100円	
茶道作法教室	6月19日(水)	19:00～21:00	100円	地区センター



親子で挑戦！防犯防災〇×クイズ

解答：○

解説：「一定の違反行為」とは、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為で、信号無視や交差点優先妨害、合図不履行など基準行為が18挙げられてあります。違反や事故を起こしてから、ではなく日頃から医師の診断を受け、自身の状況を把握しましょう。

出典：一般財団法人 全日本交通安全協会「道路交通法の改正ポイント」